



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成31年3月8日金曜日 第3058号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....（会計課）... 138

## 告 示

救急病院の協力申出.....（医療対策課）... 140

指定自立支援医療機関の指定.....（健康増進課）... 140

知事指定薬物の指定の失効.....（薬務衛生課）... 140

土地改良事業の工事の完了.....（農地整備課）... 140

肥料登録有効期間の更新.....（農産園芸課）... 141

保安林の指定.....（森林整備課）... 141

指定障害児通所支援事業者の指定.....（東予地方局地域福祉課）... 141

指定居宅サービス事業者の指定.....（ " ）... 141

指定居宅サービス事業の廃止.....（ " ）... 141

道路の供用開始（県道新居浜別子山線）.....（東予地方局管理課）... 142

道路の区域変更（県道興居島循環線）.....（中予地方局管理課）... 142

土地改良区役員の就退任の届出.....（南予地方局農村整備課）... 142

道路の供用開始（県道伊予宮野下停車場務田線外）.....（南予地方局管理課）... 143

道路の区域変更（県道肱川公園線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 143

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 143

## 訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令.....（建築住宅課）... 143

## 雑 報

環境影響評価書について.....（環境政策課）... 147

## 規 則

### ○愛媛県規則第6号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

様式第7号（その1）及び様式第11号（その1）中  

領 収 の 印	
63	68

を

領 収 の 印	
63	69

に改める。

様式第11号（その2）中  

領 収 の 印	
63	70

を

領 収 の 印	
63	69

に改める。

様式第12号及び様式第32号中  

領 収 の 印	
63	68

を

領 収 の 印	
63	69

に改める。

様式第57号の4を次のように改める。

給 与 等 更 正 科 目 内 訳 書

	予 算 差 引 残 額	
更 給 料		円
正 職 員 手 当 等		円
元 共 済 費		円
更 給 料		円
正 職 員 手 当 等		円
先 共 済 費		円

1 更 正 日	7 8 整理番号	11	12 本庁各課名	16	17 予算主管課	21	22 年度	24	25 会計	26
			更 正 元							
27 款	28	29 項	30	31 目	32					

更正先

No.	節	細 節	細 目	42 金 額 53	本庁各課名	予算主管課	年度	会計	款	項	目	節	細 節	細 目																													
															千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																	
33	34	35	36	37	38	39	40	41	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81							

注 共済費を更正する場合の内訳書としても、使用することができるものであること。

平成31年3月8日 愛媛県報 第3058号

様式第90号及び様式第95号中

領 収 の 印	
63	68

を

領 収 の 印	
63	69

に改める。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成31年 3月22日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この規則施行の際現に交付されている改正前の愛媛県会計規則様式第7号(その1)、様式第11号(その1)及び同様式(その2)、様式第12号、様式第32号、様式第90号並びに様式第95号の規定による書類は、改正後の愛媛県会計規則様式第7号(その1)、様式第11号(その1)及び同様式(その2)、様式第12号、様式第32号、様式第90号並びに様式第95号の規定による書類とみなす。
- 3 この規則施行の際現にある改正前の愛媛県会計規則様式第7号(その1)、様式第11号(その1)及び同様式(その2)、様式第12号、様式第32号、様式第90号並びに様式第95号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを使用することができる。

告 示

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第163号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成31年 3月 8日

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
喜多医師会病院	大洲市東大洲1563番地1	一般社団法人喜多医師会	平成34年2月26日まで

○愛媛県告示第164号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成31年 3月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
たんぼぼクリニック	松山市別府町444番1	医療法人ゆうの森	精神通院医療	平成31年2月1日
医療法人まつらバンピクリニック	今治市北宝来町3丁目3-34	医療法人まつらバンピクリニック	精神通院医療	平成31年2月1日
レデイ薬局別府店	松山市別府町406番地1	株式会社レデイ薬局	精神通院医療(薬局)	平成31年2月18日
すみれ調剤薬局	今治市石井町4丁目5-50 アイディビルズ102号	株式会社西日本ファーマシー	精神通院医療(薬局)	平成31年2月1日

○愛媛県告示第165号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

平成31年 3月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- (1) N-(2-フルオロフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]プロパンアミド及びその塩類
- (2) N-(4-メトキシフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]ブタンアミド及びその塩類
- (3) N-エチル-1-(2-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- (4) N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類

ル-3-カルボキサミド及びその塩類

(5) 前各号に掲げる物を含有する物

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日

平成31年 3月 1日

○愛媛県告示第166号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により公告する。

平成31年 3月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	沖村地区（宇和島市）	平成30年 3月20日
農地保全事業	成妙地区（宇和島市）	平成30年 3月 9日

○愛媛県告示第167号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成31年 3月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産者の氏名又は名称及び住所
平成37年 4月 9日	愛媛県第1211号	魚かす粉末	ナンカイ魚粕粉末760	窒素全量 7.0 りん酸全量 6.0	該当無し	南海物産株式会社 愛媛県松山市古三津2丁目20番38号
平成37年 4月 9日	愛媛県第1212号	魚かす粉末	ナンカイ魚粕粉末860	窒素全量 8.0 りん酸全量 6.0	該当無し	南海物産株式会社 愛媛県松山市古三津2丁目20番38号

○愛媛県告示第168号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成31年 3月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林の所在場所

松山市泊町257

2 指定の目的

魚つき

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第169号

児童福祉法（平成22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成31年 3月 8日

愛媛県東予地方局長 高 橋 正 浩

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850500285	株式会社ミックス	愛媛県新居浜市垣生一丁目6番25号	木 原 克 法	児童発達支援	児童発達支援事業所 みらい	愛媛県新居浜市垣生一丁目6番25号	平成30年 8月22日
3850500319	株式会社すみれ	愛媛県新居浜市新須賀町三丁目1番50号	黒 川 真 典	児童発達支援	K I D A C A D E M Y 新居浜校	愛媛県新居浜市新須賀町三丁目1番50号	平成30年 10月 1日
3850200308	株式会社まる	愛媛県今治市菊間町浜1272番地	貝 崎 哲 也	放課後等デイサービス	ゆいまーる わんびーす	愛媛県今治市喜田村5丁目16番30号	平成30年 11月15日
3850200316	有限会社岡山しおみ防犯センター	岡山県岡山市南区新保1319番地の6	塩 見 正 輝	放課後等デイサービス	おひさまきっず 今治東鳥生事業所	愛媛県今治市東鳥生町5丁目61	平成31年 1月 1日

○愛媛県告示第170号

介護保険法（平成 9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成31年 3月 8日

愛媛県東予地方局長 高 橋 正 浩

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
医療法人明生会	指定訪問介護事業所「ふれあい」	愛媛県四国中央市金生町下分1243番地の1長谷川病院ふれあい館	平成31年 1月 1日	訪問介護

○愛媛県告示第171号

介護保険法（平成 9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成31年 3月 8日

愛媛県東予地方局長 高 橋 正 浩

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人 隆典会	片木脳神経外科	愛媛県今治市別名274	平成30年12月31日	訪問看護
医療法人 厚仁会	波方中央病院	愛媛県今治市波方町樋口甲1683番地1	平成31年 1月31日	介護療養型医療施設

○愛媛県告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 3月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字須領切畑場333番30から 同字333番123まで	平成31年 3月 8日

○愛媛県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 3月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	興居島循環線	松山市泊町1115番2地先から 同町1057番2まで	旧	メートル 4.8～5.8 5.6～13.0	キロメートル 0.057 0.068	
			新	4.8～5.8	0.057	

○愛媛県告示第174号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西予市明浜町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成31年 3月 8日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	酒 井 宇之吉	西予市明浜町依津3番耕地62番地
"	川 上 吉 嗣	西予市明浜町高山甲1380番地
"	篠 川 久 詩	西予市明浜町依津2番耕地858番地第8
"	三 浦 要 作	西予市明浜町依津2番耕地552番地
"	中 村 重 男	西予市明浜町依津3番耕地146番地第14
"	宇都宮 凡 平	西予市明浜町依津5番耕地63番地第1
"	前 田 金 治	西予市明浜町渡江186番地
"	宇都宮 俊 文	西予市明浜町狩浜1番耕地208番地
"	大 河 又 夫	西予市明浜町狩浜2番耕地209番地
"	大 津 敬 雄	西予市明浜町狩浜3番耕地227番地1
"	中 田 信 茂	西予市明浜町高山甲1431番地
"	道 山 升 文	西予市明浜町高山甲3271番地第2

"	遠 藤 昭 作	西予市明浜町宮野浦甲1084番地
"	土 居 賢 一	西予市明浜町宮野浦甲1039番地
"	上 田 甚 正	西予市明浜町田之浜甲849番地
"	二 宮 金 治	西予市明浜町田之浜甲768番地第1
"	山 下 玉	西予市明浜町高山甲979番地
監 事	坂 本 甚 松	西予市明浜町依津1番耕地448番地
"	稲 葉 一 也	西予市明浜町狩浜2番耕地1960番地
"	宇都宮 松 夫	西予市明浜町高山甲1448番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	酒 井 宇之吉	西予市明浜町依津3番耕地62番地
"	上 甲 榮 洋	西予市明浜町依津3番耕地38番地
"	篠 川 久 詩	西予市明浜町依津2番耕地858番地第8
"	三 浦 要 作	西予市明浜町依津2番耕地552番地
"	宇都宮 凡 平	西予市明浜町依津5番耕地63番地第1
"	稲 葉 一 也	西予市明浜町狩浜2番耕地1960番地
"	宇都宮 俊 文	西予市明浜町狩浜1番耕地208番地
"	大 河 又 夫	西予市明浜町狩浜2番耕地209番地
"	大 津 敬 雄	西予市明浜町狩浜3番耕地227番地1
"	川 上 吉 嗣	西予市明浜町高山甲1380番地

"	川上竹友	西予市明浜町高山甲1526番地	"	道山升文	西予市明浜町高山甲3271番地第2
"	中田信茂	西予市明浜町高山甲1431番地	監事	坂本甚松	西予市明浜町俵津1番耕地448番地
"	遠藤昭作	西予市明浜町宮野浦甲1084番地	"	川越文憲	西予市明浜町狩浜3番耕地1389番地
"	土居賢一	西予市明浜町宮野浦甲1039番地	"	土居與次	西予市明浜町田之浜甲834番地
"	上田甚正	西予市明浜町田之浜甲849番地			
"	二宮金治	西予市明浜町田之浜甲768番地第1			

○愛媛県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 3月 8日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	伊予宮野下停車場務田線	宇和島市三間町迫目112番3から 同町迫目41番2まで	平成31年 3月 8日
"	十和吉野線	北宇和郡松野町大字奥野川724番2から 同大字710番2まで	"

○愛媛県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 3月 8日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	肱川公園線	大洲市肱川町予子林2393番2から 同町予子林2390番4まで	旧	メートル 5.6~15.2	キロメートル 0.077	
			新	5.6~44.9	0.072	

○愛媛県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 3月 8日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	肱川公園線	大洲市肱川町予子林2393番2から 同町予子林2390番4まで	平成31年 3月 8日

訓 令

○愛媛県訓令第1号

庁中一般  
地方局

愛媛県庁事務裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 3月 8日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前						
別表第9(第4条関係)					別表第9(第4条関係)						
知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項					知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項						
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者					知 事	専決者	
				部 長	局 長					課 長	部 長
建 築 住 宅 課	1 建 築 基 準 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 建築主事及び建築審査会に関する こと。				1 建 築 基 準 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 建築主事及び建築審査会に関する こと。				
		(1) 省略				(1) 省略					
		(2) 建築審査会に対する諮問に係 る措置(第3条第1項第3号、 第4号、第12条第2項、第4 項、第42条第6項、第43条第2 項第2号、第44条第1項第2 号、第2項、第46条第1項、第 47条、第48条第15項、第52条第 15項、 <u>第53条第9項</u> 、第53条の 2第4項、第55条第4項、第56 条の2第1項、第57条の4第2 項、第59条第5項、第59条の2 第2項、第60条の2第7項、 <u>第 67条第10項</u> 、第68条第6 項、第68条の3第5項、第68条 の5の3第3項、第68条の7第 2項、第6項、第85条第7項、 第86条第5項、第86条の2第5 項、 <u>第87条の3第7項</u> )				(2) 建築審査会に対する諮問に係 る措置(第3条第1項第3号、 第4号、第12条第2項、第4 項、第42条第6項、第43条第2 項第2号、第44条第1項第2 号、第2項、第46条第1項、第 47条、第48条第15項、第52条第 15項、 <u>第53条第7項</u> 、第53条の 2第4項、第55条第4項、第56 条の2第1項、第57条の4第2 項、第59条第5項、第59条の2 第2項、第60条の2第7項、 <u>第 67条の3第10項</u> 、第68条第6 項、第68条の3第5項、第68条 の5の3第3項、第68条の7第 2項、第6項、第85条第7項、 第86条第5項、第86条の2第5 項 <u>_____</u> )					
		2 違反建築物の措置等に関するこ と。				2 違反建築物の措置等に関するこ と。					
		(1) 維持保全に関する準則又は計 画の作成対象の指定(第8条第 2項第2号)				(1) 省略					
		(2) 省略				(2) 省略					
		(3) 省略				(3) 省略					
		(4) 省略				(4) 省略					
		(5) 省略				(5) 省略					
		(6) 省略				(6) 省略					
		(7) 省略				(6) 省略					
		3 建築物の敷地、構造及び建築設 備に関すること。				3 建築物の敷地、構造及び建築設 備に関すること。					
		(1)~(16) 省略				(1)~(16) 省略					
		(17) <u>建蔽率</u> の制限許可(第53条 第4項、第5項、第6項第3 号)				(17) <u>建ぺい率</u> の制限許可(第53条 第4項、 <u>第5項第3号</u> <u>_____</u> )					

(18)～(26) 省略					(18)～(26) 省略				
(27) 特定防災街区整備地区における制限許可（第67条第3項第2号___、第5項第2号、第9項第2号）					(27) 特定防災街区整備地区における制限許可（第67条の3第3項第2号、第5項第2号、第9項第2号）				
(28)～(37) 省略					(28)～(37) 省略				
(38) 全体計画の認定及び取消し等（第86条の8第1項、第3項から第6項まで、 <u>第87条の2</u> ）					(38) 全体計画の認定及び取消し等（第86条の8第1項、第3項から第6項まで_____）				
(39) 省略					(39) 省略				
4 区域等の指定及び数値等の決定等に関すること。					4 区域等の指定及び数値等の決定等に関すること。				
(1)～(15) 省略					(1)～(15) 省略				
(16) <u>非常災害区域等</u> ___の指定（第85条第1項）					(16) <u>災害があつた場合の発生区域等</u> の指定（第85条第1項）				
5 省略					5 省略				
6 <u>建築物の一時的な用途変更の許可</u> （第87条の3第6項）				—					
7 <u>指定確認検査機関</u> に関すること。					6 <u>指定確認検査機関</u> に関すること。				
(1) 指定（第6条の2第1項、第7条の2第1項、第77条の21第1項、第87条第1項、 <u>第87条の4</u> 、第88条第1項、第2項）					(1) 指定（第6条の2第1項、第7条の2第1項、第77条の21第1項、第87条第1項、 <u>第87条の2</u> 、第88条第1項、第2項）				
(2)～(18) 省略					(2)～(18) 省略				
8 省略					7 省略				
2～21 省略					2～21 省略				

（愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正）

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前						
別表第5（第4条関係） 局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項				別表第5（第4条関係） 局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項						
組織名	事務の種類	事項	決裁区分		組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者 部長 課長				局長	専決者 部長 課長	
建築指導課	1 省略				建築指導課	1 省略				
	2 建築基準法の施行に関する	1 省略				2 建築基準法の施行に関する	1 省略			
		2 違反建築物に対する措置等					2 違反建築物に対する措置等			
		(1)～(3) 省略					(1)～(3) 省略			
	(4) 保安上危険又は衛生上有害である建築物に対する措置（第9条第				(4) 保安上危険又は衛生上有害である建築物に対する措置（第9条第					



る事務	2項、第7項、第13項、第9条の4、第10条)			
	(5)～(7) 省略			
	3～6 省略			
	7 建築物の一時的な用途変更の許可 (第87条の3第3項、第5項)			—
	8 省略			
3～18 省略				

別表第7(第4条関係)

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所 長	専 決 者
				課 長
用地管理課	1～41 省略			
	42 建築基準法の施行に関する事務	1 省略		
		2 違反建築物に対する措置等 (1)～(3) 省略		
		(4) 保安上危険又は衛生上有害である建築物に対する措置(第9条第2項、第7項、第13項、第9条の4、第10条)		
		(5)～(7) 省略		
		3～6 省略		
		7 建築物の一時的な用途変更の許可 (第87条の3第3項、第5項)		—
		8 省略		
		43～53 省略		

備考 省略

る事務	2項、第7項、第13項_____、第10条)			
	(5)～(7) 省略			
	3～6 省略			
	7 省略			
	3～18 省略			

別表第7(第4条関係)

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			所 長	専 決 者	
				課 長	主 幹
用地管理課	1～41 省略				
	42 建築基準法の施行に関する事務	1 省略			
		2 違反建築物に対する措置等 (1)～(3) 省略			
		(4) 保安上危険又は衛生上有害である建築物に対する措置(第9条第2項、第7項、第13項_____、第10条)			
		(5)～(7) 省略			
		3～6 省略			
		7 省略			
		43～53 省略			

備考 省略

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

**第3条** 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p><b>第13条</b> 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(60) 省略</p> <p><u>(60)の2 建築基準法第9条の4及び第10条第1項から第3項までの規定に基づく保安上危険又は衛生上有害である建築物に対する措置に関すること。</u></p> <p>(60)の3～(60)の9 省略</p> <p><u>(60)の9の2 建築基準法第87条の3第3項及び第5項の規定に基</u></p>	<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p><b>第13条</b> 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(60) 省略</p> <p>(60)の2 建築基準法_____第10条第1項から第3項までの規定に基づく保安上危険又は衛生上有害である建築物に対する措置に関すること。</p> <p>(60)の3～(60)の9 省略</p>

づく建築物の一時的な用途変更の許可に関すること。

(60)の10～(77) 省略

6 省略

(土木事務所長等の専決事項)

**第16条** 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(13)の 6 省略

(13)の 7 建築基準法第 9 条の 4 及び第10条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく保安上危険又は衛生上有害である建築物に対する措置に関すること。

(13)の 8～(13)の 14 省略

(13)の 14の 2 建築基準法第87条の 3 第 3 項及び第 5 項の規定に基づく建築物の一時的な用途変更の許可に関すること。

(13)の 15～(26)の 16 省略

2～4 省略

(60)の10～(77) 省略

6 省略

(土木事務所長等の専決事項)

**第16条** 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(13)の 6 省略

(13)の 7 建築基準法 \_\_\_\_\_ 第10条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく保安上危険又は衛生上有害である建築物に対する措置に関すること。

(13)の 8～(13)の 14 省略

(13)の 15～(26)の 16 省略

2～4 省略

**附 則**

この訓令は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。

**雑 報**

**○公 告**

**環境影響評価書について**

環境影響評価法（平成 9 年 6 月13日法律第81号）第21条第 2 項の規定により、次の対象事業について環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成しましたので、環境影響評価法第27条及び電気事業法第46条の19の規定により、次のとおり公告します。

平成31年 3月 8日

四国電力株式会社

取締役社長 佐 伯 勇 人

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 事業者の名称 四国電力株式会社
- (2) 代表者の氏名 取締役社長 佐伯 勇人
- (3) 主たる事務所の所在地 香川県高松市丸の内 2 番 5 号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 西条発電所 1号機リプレース計画
- (2) 種類 汽力
- (3) 規模 出力 500,000キロワット

3 対象事業が実施されるべき区域

西条発電所（愛媛県西条市喜多川853）及び地先海域

4 関係地域の範囲

愛媛県西条市

5 評価書及び要約書の縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

愛媛県庁環境政策課（愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2）  
西条市役所環境衛生課（愛媛県西条市明屋敷164番地）  
西条発電所（愛媛県西条市喜多川853）

(2) 縦覧期間

平成31年 3月 8日（金）から平成31年 4月 8日（月）まで  
（土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日並びに閉庁日は除く。ただし、西条発電所においては、全日縦覧可能。）

(3) 縦覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで